

12月3日～9日は障害者週間です

「障害者週間」は広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

◆ ふれあいデイを開催しています♪

月2回（基本的に第1・第3水曜日）大豊町総合ふれあいセンター1階で、本町にお住まいの障害者の方とそのご家族を対象として開催しています。創作活動、おやつ作り、遠足など様々な活動を通して、地域の方が気軽に集える交流の場を目指しています。

また、サテライト事業として、2カ月に1回、ご本人のペースで参加していただけるよう、少人数で開催している「ちょこっと」があります。

◆ 障害者に関するマーク～全部知っていますか？～

障害者のための国際シンボルマーク



障害のある方が、容易に利用できる建物・施設であることを示します。

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由の障害のある方が運転する自動車であることを示します。

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚に障害のある方が運転する自動車であることを示します。

視覚障害者の国際シンボルマーク



視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器であることを示します。

聴覚障害者のシンボルマーク



聴覚障害の方であることを表すマークです。

オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している方）を示すマークで、オストメイト対応トイレであることを示します。

ヘルプマーク



義足や人工関節の使用者、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。



問い合わせ先 住民課 福祉班 川村・高岡

福祉班からのお知らせ

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度をご存じですか

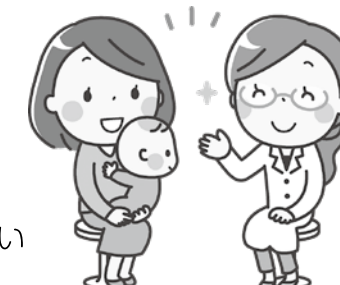
県では、母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の自立や、児童の育成を支援するために資金貸付制度を実施しています。貸付金の種類は12種類あります。

資金の種類によって貸付限度額や措置期間（返済の猶予期間）、償還期間（返済年数）などが違いますので、利用を検討されている方は、お気軽にお問い合わせください。

資金の種類	内 容
事業開始資金	事業を始めるために必要な設備などの購入資金
事業継続資金	事業継続に必要な商品・材料費などの運転資金
修学資金	児童が高校・大学などへ修学するための資金
技能習得資金	技能資格の取得に必要な授業料などの資金
就職支度資金	児童が就職に必要な技能を習得するためなどの資金
修業資金	就職に直接必要な洋服、履物などの購入資金
医療介護資金	医療や介護を受けるために必要な資金
生活資金	技能習得中・失業中などによる生活費の補給資金
住宅資金	住宅建築・改築・修理などに必要な資金
転宅資金	住宅の移転、家財運搬などに必要な資金
修学支度資金	児童の入学に必要な制服などの購入資金
結婚資金	児童の結婚に必要な経費や家具などの購入資金

問い合わせ先 住民課 福祉班 近藤

乳幼児医療費受給者証の更新手続きが不要になりました



本町では0歳～18歳の児童に対して、医療費の自己負担分を助成しています。

これまでは受給者証の更新について、毎回更新申請をしていただいておりましたが、令和2年11月1日より、更新の申請が不要となりました。

今後は、お手持ちの受給者証の期限が切れる1週間前を目安に、決定通知と新しい受給者証が届くようになります。

※住所・健康保険などが変更になった場合や、出生などで新規申請をする場合は、申請の手続きが必要です。

問い合わせ先 住民課 福祉班 近藤